

日之影町農業委員会 第2回総会

開催日時 : 令和5年8月29日(火) 午前9時開会

開催場所 : 日之影町役場 町民ホール

出席委員 : 穂積 ミサ子 甲斐 幹男 工藤 昭一 矢通 広信
佐藤 陽子 松本 貴美子 今村 浩二三

欠席委員 : 山本 英二 甲斐 直

議事日程 : ① 議案第5号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第6号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第7号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第8号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 3番 今村 浩二三 委員、4番 穂積 ミサ子 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p> |
| 議長 | <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第5号朗読・説明)</p> |
| 議長 | <p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>現地については、事務局と8月8日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは44歳、〇〇集落にお住まいで、〇〇をされています。 譲受人の〇〇さんは47歳、〇〇にお住まいです。 場所は、国道沿いになります。 以前、〇〇さんと〇〇の〇〇さんとで、申請地の交換が行われたようですが、登記は終わっていなかったようです。その後、〇〇さんから〇〇さんが借りて野菜を作っており、今回、〇〇さんの同意を得て、〇〇さんに所有権を移転することになったようです。ご審議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p> |
| | <p>質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p> |
| | <p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第5号は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> |
| | <p>次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第6号朗読・説明)</p> |
| 議長 | <p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>現地については、事務局と8月14日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、77歳で〇〇にお住まいです。 譲受人の〇〇さんは59歳、〇〇集落にお住まいで、〇〇の会社をされており、〇〇集落内のドローン防除を行っており、主に水稻を作付けされています。 場所は、〇〇集落内になります。</p> |

申請地は作付けされておらず、譲渡人も県外に住んでおり作付け出来ないため今回の売買の話になったようです。

売買金額は、5万円です。

また、売買後は地盤がよければ田として使用し、悪ければ畑として使用し果樹を植栽するそうです。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

担当委員 隣の田は〇〇さんが作付けされています。
出入口がないため、作付けは隣の田が作付けされる前に行うようです。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第6号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第7号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 〇〇さんは、〇〇町で〇〇事業をしております〇〇の社長さんです。
〇〇出身です。申請地は、〇〇が〇〇として使用していたところの一部です。従業員も20人以上雇用されており、西臼杵でも大きい会社になります。
〇〇ですので、電柱や電線の置場がないとのことで、今回の申請になったようです。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 〇〇としての使用をしていたとのことですが、その部分については問題ないのか。

議長 〇〇ですので、厚生労働省の管轄ですが、整備が終わった後に地中からガス等が出ていないかの確認が行われました。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第7号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第8号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と8月14確認しました。
貸付人の〇〇さんは62歳、〇〇集落にお住まいで畜産を主に農業をされています。
譲受人の〇〇さん〇〇さんは、28歳と26歳で2人は夫婦になります。〇〇さんは〇〇に勤めています。
場所は、〇〇さんの自宅のすぐ下になります。
実家のそばに家を新築されるとのことで、〇〇さんと〇〇さん夫婦で使用貸借権を設定するようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第8号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長 以上で、本日本日予定しておりました審議は全て終了しました。

第2回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。